

3 日 国 運 第 1 号
令和3年12月16日

日野市長 大坪 冬彦 様

日野市国民健康保険運営協議会
会長 谷 和彦

国民健康保険税率等の改定について（答申）

令和3年11月4日付け、日市保第1426号により諮問のありました標記の件につきまして、令和3年11月4日、第3回日野市国民健康保険運営協議会を開催し、審議した結果、当協議会は下記のとおり答申します。

1. 国民健康保険税率等の改定内容について

区分	内容	現行税率等	改定案	差
基礎課税額 (医療分)	所得割	5.2 %	5.4 %	0.2 %
	均等割	28,800 円	30,600 円	1,800 円
後期高齢者支援金分	所得割	1.5 %	1.7 %	0.2 %
	均等割	9,600 円	10,500 円	900 円
介護納付金分	所得割	1.5 %	1.7 %	0.2 %
	均等割	12,300 円	13,200 円	900 円
合 計 (40 歳未満, 65 歳以上)	応能割	6.7 %	7.1%	0.4 %
	応益割	38,400 円	41,100 円	2,700 円
合 計 (40 歳～64 歳)	応能割	8.2 %	8.8 %	0.6 %
	応益割	50,700 円	54,300 円	3,600 円

2. 国民健康保険税率等の改定の施行期日について

令和4年4月1日